

## 「夕日ヶ丘」分譲地よくある質問

### 面積（設計面積）について

Q：正確な面積は分かりますか？

A：工事完了後、確定測量を行います。その後、法務局にて表示・保存登記が完了後しますので、市役所で測量資料や登記簿にて確認できます。

### 金額について

Q：正確な金額は分かりますか？

A：売買単価が決まっておりますので、面積が確定後、金額が確定します。確定しましたら、市役所やホームページ等で確認できます。

### 住居について

Q：住居兼店舗はできますか？

A：できます。住居用のみとなります。店舗部分の面積については、50㎡以下かつ延べ面積の1/2未満です。

### 店舗について

Q：店舗（カラオケ有）はできますか？

A：騒音等になるようなものはできません。営業時間も夜間22時までです。

### 年齢制限について①

Q：夫が19歳、妻が20歳であれば妻が申込者となれますか？

A：妻が申込者となれます。ただし、土地の所有者として登記することが必要です（夫1/2・妻1/2など）。

### 年齢制限について②

Q：夫が58歳、妻が56歳ですが、購入できますか？

A：第一次募集は申込できませんが、第二次募集以降は申込できます。

### 仮契約について

Q：仮契約の保証金とはどういうことですか？

A：面積が確定しておりませんので、仮契約書を結ばせていただきます。面積確定後、本契約を行います。仮契約日から10日以内に、保証金(3万円)を支払ってください。

### 分譲代金の支払いについて

Q：支払いが可能とはどういうことですか？

A：本契約日の契約日から30日以内に残金の支払いをお願いします。

#### 奨励金について

Q：まちづくり・住まいづくり奨励金はいつもらえるのですか？

A：家の建築契約後、市へ申請します。そして、家が完成して代金を支払後、市へ請求してください。審査後に支払いとなります。

#### 要綱について

Q：夕日ヶ丘分譲地の分譲に関する要綱とは何ですか？

A：申込資格や条件等を定めたものです。窓口でお渡しできます。また羽咋市のホームページでも要綱を確認できます。

#### 協定について

Q：まちづくり協定とはなんですか？

A：夕日ヶ丘分譲地のまちづくりのルールを決めたものです。この協定を守る方に分譲します。この協定に基づいて250万円の奨励金があります。

#### 買戻し特約について

Q：買戻し特約(10年間)とは何ですか？

A：分譲に関する要綱や、まちづくり協定、契約書で決められたことを守っていただけなかった場合に、「市が買い戻しますよ」という登記です。

#### 地盤改良について

Q：地盤改良は必要ですか？

A：ハウスメーカー等と相談していただいて、適切な工事を行ってください。

#### 申込区画について

Q：1世帯1区画しか申込できないのですか？

A：1区画しかできません。申し込んだ区画番号を変えることはできません。窓口にて変更してください。

#### 町会について

Q：町会には入らなければならないのですか？

A：まちづくり協定等に書いてありますが、町会活動に協力してください。加入町会は島出町会となります。